

総務省組織規則の一部を改正する省令案の概要

1 改正理由

総務省の所掌事務の円滑な遂行を図るため、令和3年度機構・定員査定の結果等を踏まえ、総務省組織規則（平成13年総務省令第1号）の一部を改正する。

2 改正内容

局名等	改正内容	改正条文
行政管理局	法制管理室及び調査官(1)（振替新設） 情報システム管理室及び企画官(1)（振替廃止） ※調査法制課の設置（行政情報システム企画課の廃止）関係	第16条
	企画官(3)及び調査官(1)（振替廃止） 業務改革特別研究官(1)（電子政府特別研究官の名称・所掌事務変更）	第17条
行政評価局	デジタル庁設置法（令和3年法律第36号）のハネ改正	第18条
自治行政局	マイナンバー制度支援室（所掌事務の変更）	第22条
情報流通行政局	衛星・地域放送課企画官(1)（振替廃止）	第51条
情報流通行政局	郵政行政部企画課企画官(1)（振替廃止）	第53条
総合通信基盤局	総務課調査官(1)（振替廃止）	第55条
管区行政評価局	デジタル庁設置法（令和3年法律第36号）のハネ改正	第225条、第231条、 第268条、第270条、 附則第10条、附則第16条、 附則第17条、 附則第18条

3 公布日

令和3年8月31日

4 施行期日

令和3年9月1日